

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例（案）

川崎市高等学校奨学金支給条例（昭和37年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「後期課程及び」を「後期課程、」に改め、「高等部」の次に「、高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の高等課程」を加え、「在学する生徒」を「入学を許可された者又は在学する者」に、「困難な者」を「困難なもの」に改める。

第6条第1項各号を次のように改める。

- (1) 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体が設置する高等学校（以下「国立又は公立の高等学校」という。）に入学を許可された者

入学支度金 年額 45,000円

- (2) 国立又は公立の高等学校に在学する者

ア 第1学年 年額 36,000円

イ 第2学年 年額 61,000円

ウ 第3学年 年額 46,000円

エ 第4学年以降 年額 36,000円

- (3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する高等学校（専修学校の高等課程を除く。）又は国若しくは地方公共団体以外の者が設置する専修学校の高等課程（以下「私立の高等学校」という。）に入学を許可された者 入学支度金 年額 70,000円

- (4) 私立の高等学校に在学する者

ア 第1学年 年額 60,000円

イ 第2学年 年額 85,000円

ウ 第3学年 年額 70,000円

エ 第4学年以降 年額 60,000円

第7条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 入学を取りやめたとき。

第8条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 入学を取りやめたとき。

第9条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 入学を取りやめたとき。

附 則

この条例は、平成29年3月1日から施行する。

制 定 要 旨

奨学金の支給対象に高等専門学校及び専修学校の高等課程に在学する者を加えること等のため、この条例を制定するものである。

川崎市高等学校奨学金支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市高等学校奨学金支給条例 昭和37年3月31日条例第19号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高等学校（中等教育学校の<u>後期課程</u>、特別支援学校の高等部、<u>高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）及び専修学校の<u>高等課程</u></u>を含む。以下同じ。）に<u>入学を許可された者又は<u>在学する者</u></u>で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が<u>困難なもの</u>に対し奨学金を支給することを目的とする。</p> <p>(第2条～第5条 略)</p> <p>(奨学金の額)</p> <p>第6条 奨学生1人当たりの奨学金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体が設置する高等学校（以下「国立又は公立の高等学校」という。）に入学を許可された者</u> <u>入学支度金 年額 45,000円</u></p> <p><u>(2)国立又は公立の高等学校に在学する者</u></p> <p><u>ア 第1学年 年額 36,000円</u></p> <p><u>イ 第2学年 年額 61,000円</u></p> <p><u>ウ 第3学年 年額 46,000円</u></p> <p><u>エ 第4学年以降 年額 36,000円</u></p> <p><u>(3) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する高等学校（専修学校の<u>高等課程</u>を除く。）又は国若しくは地方公共団体以外の者が設置する専修学校の<u>高等課程</u>（以下「<u>私立の高等学校</u>」</u></p>	<p>○川崎市高等学校奨学金支給条例 昭和37年3月31日条例第19号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高等学校（中等教育学校の<u>後期課程及び</u>特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に<u>在学する生徒</u>で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が<u>困難な者</u>に対し奨学金を支給することを目的とする。</p> <p>(第2条～第5条 略)</p> <p>(奨学金の額)</p> <p>第6条 奨学生1人当たりの奨学金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体が設置する高等学校（以下「国立又は公立の高等学校」という。）に在学する者</u></p> <p><u>ア 入学支度金 年額 45,000円</u></p> <p><u>イ 第1学年 年額 36,000円</u></p> <p><u>ウ 第2学年 年額 61,000円</u></p> <p><u>エ 第3学年 年額 46,000円</u></p> <p><u>オ 第4学年以降 年額 36,000円</u></p> <p><u>(2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する高等学校（以下「<u>私立の高等学校</u>」という。）に在学する者</u></p>

改正後	改正前
<p><u>という。)に入学を許可された者 入学支度金 年額 70,000円</u></p> <p><u>(4) 私立の高等学校に在学する者</u></p> <p><u>ア 第1学年 年額 60,000円</u></p> <p><u>イ 第2学年 年額 85,000円</u></p> <p><u>ウ 第3学年 年額 70,000円</u></p> <p><u>エ 第4学年以降 年額 60,000円</u></p>	<p><u>ア 入学支度金 年額 70,000円</u></p> <p><u>イ 第1学年 年額 60,000円</u></p> <p><u>ウ 第2学年 年額 85,000円</u></p> <p><u>エ 第3学年 年額 70,000円</u></p> <p><u>オ 第4学年以降 年額 60,000円</u></p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、専攻科又は別科に在学する者に対する奨学金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 国立又は公立の高等学校に在学する者 年額 36,000円</p> <p>(2) 私立の高等学校に在学する者 年額 60,000円</p> <p>(奨学金の支給停止)</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、専攻科又は別科に在学する者に対する奨学金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 国立又は公立の高等学校に在学する者 年額 36,000円</p> <p>(2) 私立の高等学校に在学する者 年額 60,000円</p> <p>(奨学金の支給停止)</p>
<p>第7条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の支給を停止する。</p> <p><u>(1) 入学を取りやめたとき。</u></p> <p><u>(2) 心身の故障のために学業を続ける見込みがないとき。</u></p> <p><u>(3) 学業成績又は性行が不良となったとき。</u></p> <p><u>(4) 休学したとき。</u></p> <p><u>(5) 奨学金の支給を必要としない事情が生じたとき。</u></p> <p><u>(6) その他委員会が奨学生として不適当と認めたとき。</u></p> <p>(届出の義務)</p>	<p>第7条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の支給を停止する。</p> <p><u>(1) 心身の故障のために学業を続ける見込みがないとき。</u></p> <p><u>(2) 学業成績又は性行が不良となったとき。</u></p> <p><u>(3) 休学したとき。</u></p> <p><u>(4) 奨学金の支給を必要としない事情が生じたとき。</u></p> <p><u>(5) その他委員会が奨学生として不適当と認めたとき。</u></p> <p>(届出の義務)</p>
<p>第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに委員会に届け出なければならない。</p> <p><u>(1) 入学を取りやめたとき。</u></p> <p><u>(2) 休学、復学、転学又は退学したとき。</u></p> <p><u>(3) 本人の身分、住所その他の事項に異動があったとき。</u></p> <p>(奨学金の返還)</p>	<p>第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに委員会に届け出なければならない。</p> <p><u>(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。</u></p> <p><u>(2) 本人の身分、住所その他の事項に異動があったとき。</u></p> <p>(奨学金の返還)</p>
<p>第9条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>第9条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p>

改正後	改正前
<p><u>(1) 入学を取りやめたとき。</u></p> <p><u>(2) この条例に反したとき。</u></p> <p><u>(3) 虚偽の申請によって支給を受けたとき。</u></p> <p>(以下 略)</p>	<p><u>(1) この条例に反したとき。</u></p> <p><u>(2) 虚偽の申請によって支給を受けたとき。</u></p> <p>(以下 略)</p>